

人事課・市町村担当課・人事委員会扱い

給与情報	令和3年7月15日
	総務省給与能率推進室第5号

令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除の実施に伴う非常勤職員の退職手当の取扱いについて

標記につきまして、内閣人事局から通知が発出されましたので、別添のとおり情報提供します。

○令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除の実施に伴う非常勤職員の退職手当の取扱いについて

以上

※ 本件に関する照会は必ず給与能率推進室あてにお願いします。

各都道府県人事担当課、市区町村担当課、指定都市給与担当課、人事委員会事務局あてメールにて参考送付しております。

事 務 連 絡
令和3年7月15日

各府省等退職手当担当官 殿

内閣官房内閣人事局退職手当第一係

令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除の実施に伴う非常勤職員の退職手当の取扱いについて

令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除（令和3年7月14日付け人事院規則14-23）の規定に基づき職務に専念する義務を免除された非常勤職員の当該職務に専念する義務を免除された日は、国家公務員退職手当法の適用を受ける非常勤職員等について（昭和60年4月30日付け総人第260号）第1項及び第2項の「18日」に含まれることとなるので、お知らせします。

また、外局等及び所管の行政執行法人へ周知いただきますようお願いいたします。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）に基づき、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年七月十四日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則二四十二三

令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除

（職務に専念する義務の免除）

第一条 各省各庁の長及び行政執行法人の長は、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（平成二十六年一月二十四日に一般財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会という名称で設立された法人をいう。）から委嘱を受けて令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の役員等としてこれらの大会の運営の業務に従事しようとする

職員から申出があつたときは、公務に支障のない範囲において、当該職員がこれらの大会の運営の業務に従事するために必要と認められる期間、勤務しないことを承認することができる。

（雑則）

第二条 この規則の実施に関し必要な事項は、人事院が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和3年7月14日

〔 各府省事務次官
各外局長
各行政執行法人の長 〕 殿

人事院事務総長

人事院規則14-23（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除）の運用について（通知）

人事院規則14-23（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除）（以下「規則14-23」という。）の運用について下記のとおり定めただけ、令和3年7月14日以降は、これによってください。

記

第1条関係

- 1 この条の「役員等」には、技術役員のほか、医療、看護等に携わる者が含まれる。
- 2 この条の「必要と認められる期間」には、運営の業務に従事する期間のほか、その前後における往復に要する期間が含まれる。
- 3 この条の規定に基づく申出及び承認の手続については、休暇の例によるものとする。この場合において、出勤簿には、規則14-23第1条の承認を受けて勤務しなかった旨を記入するものとする。

以 上

人事院公示第8号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院規則14—23（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

令和3年7月14日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2 委任する権限及び所掌事務

人事院規則14—23（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除）第2条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3 委任の効力の発生する日

令和3年7月14日